

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第66号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(失業者の退職手当) 第10条 [略] 2～16 [略] 17 この条の規定による退職手当は、 <u>雇用保険法又は船員保険法（昭和14年法律第73号）</u> の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。	(失業者の退職手当) 第10条 [略] 2～16 [略] 17 この条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第10条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。
第10条第13項の改正規定を削る。

改正前	改正後
附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成19年10月1日から施行する。 <u>ただし、表2の項の改正部分及び附則第3条の規定は、平成22年4月1日から施行する。</u> (経過措置)	附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成19年10月1日から施行する。 (経過措置)

第2条 [略]

第3条 この条例（表2の項の改正部分に限る。）による改正後の職員の退職

手当に関する条例第10条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

第2条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。